

# 第2次中期事業計画

(平成21年度～23年度)

富山県信用保証協会

# 1 基本方針

当協会では、平成 18 年度に第 1 次中期事業計画を策定し、経営方針等を明確にしつつ、中小企業ニーズに即した保証制度の創設、充実を図るとともに、信用保証制度改革に適切かつ迅速に対応するなどその着実な推進に努めてきた。

この間に中小企業を取り巻く経済環境は大きく変貌し、また、保証ニーズも多様化し、保証協会の機能を一層円滑かつ適切に発揮することが求められてきている。

今般、これらの環境の変化等に対応するとともに、第 1 次計画の実績等も踏まえ、平成 21 年度から 3 年間の業務の基本指針として第 2 次の事業計画を策定する。

## (1) 業務環境

### ① 富山県の景気動向

最近の県内の景気は、前年の世界的金融危機以降、個人消費、住宅建設、設備投資、公共投資、生産等はいずれも減少もしくは低調に推移し、雇用、企業倒産も厳しい状況が続く等急速な悪化が続いており、厳しい状況にある。

先行きについては、内外経済の減速、株式・為替市場の変動、生産の減少に伴う雇用情勢の動向等が県内経済に与える影響に留意する必要がある。

### ② 中小企業を取り巻く環境

製造業では、原材料価格は一部で下落も見られるが、ほぼ全業種で生産、出荷の減少がみられる。

建設業では、公共投資、民間の設備投資、住宅建設ともに低調に推移し引き続き厳しい状況が続いている。

販売業では、消費者物価の下落にもかかわらず、大型小売店、新車新規登録台数、家計調査等に落ち込みが見られ、個人消費も緩やかに減少している。

## (2) 業務運営方針

このような状況のなか、当協会は、厳しさを増す中小企業の経営安定、支援、育成する役割を認識して、国、県、市町村の施策の一翼を担うとともに金融機関及び商工団体等関係機関と密接な連携を図りつつ、適切な信用保証機能の発揮により中小企業の多様な資金需要にも的確に応えつつ「地域に信頼され、ともに歩む信用保証協会」を目指し、以下の行動指針の実践に努める。

### 【行動指針】

- ① 企業の実態把握を重視し、中小企業者をはじめ金融機関、関係機関等利用先の期待に誠実に応えることにより、強固な信頼関係の構築に努める。

- ② 中小企業のニーズに即した保証サービスの拡充等により、満足度の向上に努める。
- ③ 利用先の立場で誠実かつ丁寧な対応に心がける。

#### 【取組方針】

中小企業者の金融の円滑化と安定化を図り、地域経済の活性化に資するため、以下の主要項目について取り組む。

- ① 政策保証や多様化する資金調達に資する保証の積極的な推進
  - (ア) 厳しい経営環境にある中小企業者を支援するため、セーフティネット保証や政策保証を積極的に推進する。
  - (イ) 中小企業者の資金調達の多様化に資するため、各種保証制度のきめ細かい周知と推進に努める。
  - (ウ) 地域や中小企業の実情に即した保証サービスの提供を推進する。

<平成 21・22・23 年度における取組事項>

- ・ 国、自治体が実施する新たな政策保証や制度保証の周知と推進に努める。
- ・ 「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証」等の資金調達の多様化や不動産担保に依存しない保証等の推進に努める。
- ・ 中小企業者の資金調達の円滑化・多様化に資するため、「予約保証」、「新株予約権付保証」及び「一括支払契約保証」の周知と推進に努める。

<平成 21 年度における取組事項>

- ・ 「原材料価格高騰対応等緊急保証」をはじめとするセーフティネット保証に積極的に取り組む。
- ・ 中小企業の保証ニーズの適切な把握に努め、地域の実情に応じた保証サービスを検討する

#### ② 経営支援、再生支援の充実・強化

- (ア) 中小企業者の経営相談をきめ細かく親身に行うため、実地調査の充実や相談体制の拡充に努める。
- (イ) 県再生支援協議会や金融機関との連携を密にし、企業再生に積極的に取り組む。
- (ウ) 経営相談や再生に関する能力の向上に努める。

<平成 21・22・23 年度における取組事項>

- ・ 実地調査や面談を積極的に行い、実情に即した保証業務に努める。
- ・ 関係機関の実施する相談会等に積極的に参加する。
- ・ 企業再生チームによる経営改善計画や事業再生計画の作成、検証、助言、再生支援関係保証による支援等、企業再生に積極的に取り組む。
- ・ 県再生支援協議会と定期的な情報交換を行い、再生支援を積極的に進める。
- ・ 再生支援に向けた貸出債権の譲受業務については、全国的な検討状況等

を踏まえて適切に対応する。

- ・ 中小企業診断士の養成、目利き能力の向上等計画的に人材の育成に努める。

<平成 21 年度における取組事項>

- ・ 実地調査、面談能力向上のための内部研修体制を確立する。

### ③ 利便性の向上に向けた努力

(ア) 適時、事務の見直し、改善や金融機関との情報共有化を推進し、保証の迅速化、効率化に努める。

(イ) 利用しやすく、わかりやすい双方向型の広報活動に努める。

(ウ) 中小企業者のニーズを的確に把握し、きめ細かなサービスの提供に努める。

<平成 21・22・23 年度における取組方針>

- ・ 保証審査における迅速化、効率化について、金融機関とも協議しながら取り組む。
- ・ 出前説明会等きめ細かい積極的な広報活動に努める。
- ・ 利用先等の意見、要望等に迅速かつ丁寧に対応する。

<平成 21 年度における取組方針>

- ・ 金融機関営業店等への適時適切な情報発信を行うための体制構築を検討する。
- ・ 保証だより(月報)、ホームページの充実に努める。
- ・ 保証協会団体信用生命保険を取り扱う。

### ④ 期中管理の充実・強化

(ア) 保証付融資の適正な期中管理を徹底するため、「約定書例の解説と解釈指針」を遵守するとともにその周知に努める。

(イ) 大口等特定先企業については、定期的に決算書を取り受ける等継続的に業況の把握に努める。

(ウ) 事故報告書未提出先の状況把握に努め、早期正常化を図る。

(エ) 事故報告書受付先に対しては、金融機関と連携し、適正な債務の管理に努める。

<平成 21・22・23 年度における取組事項>

- ・ 金融機関向けの研修会等にて「約定書」の基本理念と解釈等の周知に努める。
- ・ 大口等特定先企業の決算書を取り受け、必要に応じ面談や実地調査を実施する等により業況を把握し、経営安定の支援に努める。
- ・ 事故報告書が未提出の金融機関に対して、早期に企業実態の把握を依頼するとともに、金融機関と連携しながら条件変更等による早期正常化に努める。

- ・ 再生が可能と認められる企業については、再生支援チーム及び県再生支援協議会との連携による再生の打診、支援に努める。

#### ⑤ 回収の充実・効率化

- (ア) 保証協会債権回収㈱との連携により、効率的な回収に努める。
- (イ) 個別求償権の実態を把握し、少額分割弁済先に対する一括弁済の促進、担保の早期処分などにより回収の増大に努める。
- (ウ) 分割弁済履行先に対しては、確実な履行を促す。
- (エ) 求償権を効率的に管理回収するため、管理事務停止及び整理を計画的に進める。

#### <平成 21・22・23 年度における取組事項>

- ・ 保証協会債権回収㈱への回収委託を推進し、より効率的な回収に努める。
- ・ 少額分割弁済先については、一括弁済を推進する。
- ・ 不動産担保処分については、早期かつ適正な価格での処分を推進する。
- ・ 分割弁済履行状況の確認を徹底し不履行先については、夜間督促等で確実な履行を促す。
- ・ 定期的に求償権の実態把握に努め、求償権の管理事務停止及び整理を計画的に進める。

#### ⑥ コンプライアンス体制の充実・強化

- (ア) コンプライアンス等に関する研修、点検を充実し、法令等の遵守意識の徹底に努める。
- (イ) 反社会的勢力等の排除に向けて体制の整備に努める。
- (ウ) 規程等の整備及び周知を徹底するとともに、緊急事態に迅速に対応できる体制を整備する。

#### <平成 21・22・23 年度における取組事項>

- ・ コンプライアンス実施計画に基づく点検、研修等を徹底する。
- ・ 反社会的勢力等の排除のため、情報の共有化、研修等を進める。
- ・ 顧客の企業情報や個人情報保護を徹底するため、個人データの取扱状況の点検及び監査実施計画に基づく点検、監査等を実施する。
- ・ 規程等の整備・見直しを適時適切に行うとともに、その周知を徹底する。
- ・ 天災、人災を含む緊急事態に、迅速かつ適切に対応することができる体制を整備する。
- ・ 内部検査を適時適正に実施する。

#### ⑦ 運営体制の充実・強化

- (ア) 適時適切に情報提供ができるよう、情報公開や電算システムの充実を図り、透明性の確保に努める。
- (イ) 専門的知識・技能と幅広い知見を備えた人材の育成と魅力ある職場

づくりのため、研修体制や自主研修支援の拡充、福利厚生事業の充実に努める。

(ウ) 財政基盤の充実のため、経費の節減とともに資金運用計画に基づく安全、有利な資金運用に努める。

<平成 21・22・23 年度における取組事項>

- ・ ホームページや電算システムの充実、ディスクロージャー誌の発行等により適時適切な情報提供と情報公開の徹底に努める。
- ・ 研修体制を充実し、継続的な人材育成を推進するとともに、自主研修や資格取得等の支援の拡充を図る。
- ・ 福利厚生事業の充実に努めることなどにより、安全で快適な職場環境づくりに努めるとともに、職員の健康づくりを支援する。
- ・ 業務の見直しなどにより、経費の節減に努めるとともに、債券の格付や金融機関の決算数値等の確認により、安全かつ有利な資金運用に努める。

## 2 事業計画

(単位：百万円、%)

年度 項目	21 年度			22 年度		23 年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	158,500	146.8	100.8	134,500	84.9	119,000	88.5
保証債務残高	308,500	108.2	101.6	299,800	97.2	292,000	97.4
代位弁済	9,500	190.0	105.1	9,000	94.7	8,400	93.3
実際回収	1,500	100.0	100.0	1,600	106.7	1,600	100.0
積算の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証承諾            21 年度は、引き続き原材料価格高騰対応等緊急保証制度等の利用が活発であると見込み、20 年度並の水準を見込んだ。                               22, 23 年度においては、経済対策や借換保証の利用が一巡するため保証承諾は減少すると見込んだ。</li> <li>・保証債務残高        保証承諾の減少に伴い漸減すると見込んだ。</li> <li>・代位弁済            経済対策効果及び期中管理の強化により 21 年度をピークに減少すると見込んだ。</li> <li>・実際回収            回収環境は厳しいが、回収努力により 22 年度からの増額を見込んだ。</li> </ul>						